

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた各種措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、検定証印及び装置検査証印に関する特例措置を講じました（令和 2 年 5 月 29 日）（New!）

内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされたことに伴い、

計量法に基づく検定や装置検査を受検することが困難な状況が生じております。

こうした状況を踏まえ、特定計量器検定検査規則の特例を制定し、同省令の規定に基づく告示の制定を行いました。

具体的な措置内容としては、新型コロナウイルス感染症を事由として検定や装置検査を受検することが困難である場合であって、

令和 2 年 4 月～7 月までに検定証印等の有効期間が満了するものについて、当該満了日から 6 か月間はなお効力を有するとするものです。

措置の概要

措置の対象

計量法第十六条第三号の検定証印等及び同法第七十五条第二項の装置検査証印の有効期間が令和 2 年 4 月～令和 2 年 7 月までの間に満了する特定計量器

措置の期間

当該年月からそれぞれ 6 か月間は効力を有することとする

関連省令及び告示

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特例省令（令和 2 年経済産業省令第 52 号）（PDF 形式：KB）（New!）

特例省令に基づく告示（令和 2 年経済産業省告示第 121 号）（PDF 形式：KB）（New!）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、基準器検査証印の有効期間を延長しました（令和 2 年 4 月 28 日）（New!）

内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされたことに伴い、

計量法に基づく基準器検査を受検することが困難な状況が生じております。

こうした状況を踏まえ、基準器検査規則の改正及び同省令の規定に基づく告示の制定を行うことにより、

新型コロナウイルス感染症を事由として基準器検査を受検することが困難である場合、

基準器検査証印の有効期間を 6 か月間延長することといたしました。

延長措置の概要

措置の対象

基準器検査規則第 21 条第 1 項で定める基準器検査証印の有効期間が令和 2 年 4 月 7 日～令和 2 年 7 月 31 日までの間に満了する基準器

措置の期間

当該有効期間をそれぞれ 6 ヶ月間延長

関連省令及び告示

基準器検査規則の一部を改正する省令（令和 2 年経済産業省令第 41 号）（PDF 形式：KB）

 (New!)

基準器検査規則に基づく延長告示（令和 2 年経済産業省告示第 100 号）（PDF 形式：KB）

 (New!)